

# 2024年度 こぐま保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

## 1. 施設運営主体

名称	社会福祉法人創の会
所在地	大阪市東住吉区北田辺 3-6-23
電話番号	06-6713-0915
代表者氏名	理事長 戸田正三

## 2. 利用施設

施設の種類	保育所		
施設の名称	こぐま保育園	こぐま保育園分園	
施設の所在地	大阪市住吉区殿辻 1-6-15	住吉区殿辻 1-6-9 ENコート 1階	
連絡先	Tel 06-6694-9192 fax 06-6691-0703		
管理者	園長 山田栄子		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認可定員	0歳児 12人	1歳児 17人	2歳児 17人
	3歳児 18人	4歳児 18人	5歳児 18人
利用定員	満3歳以上の児童	47人	
	満1歳以上満3歳未満の児童	31人	
	満1歳未満の児童	12人	
開設年月日	2004年4月1日（分園開設 2018年4月1日）		
事業所番号	2710051004598		
ホームページ	<a href="http://www.koguma-sumiyoshi.jp/">http://www.koguma-sumiyoshi.jp/</a>		

## 3. 施設の目的・運営方針

こぐま保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）児童憲章や児童福祉法に基づき、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体に行います。

(3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4. 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

###### (本園)

敷地		350.64 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
	延面積	492.2 m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭 178.65 m <sup>2</sup> 屋上 20.25 m <sup>2</sup>

###### (分園)

	構造	鉄筋コンクリート造 6 階建て 1 階部分
	延面積	87 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

###### 本園

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	2 室	
保育室	2 室	さくらんぼ組 (満 2 歳児クラス)、みかん組 (満 3 歳児クラス)
多目的室	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
保健室	1 室	

###### 分園

設備	部屋数	備考
保育室	2 室	りんご組 (満 4 歳児クラス) ぶどう組 (満 5 歳児クラス)
トイレ	1 室	

#### 5. 提供する保育等の内容

「当園」は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 産休明け保育の提供

生後57日目から保育を実施します。

(3) 身体づくりを大切にする保育の提供

「食べることは生きること」を大切に、出来るだけ無農薬・国産の食材を使い、和食中心の献立の提供と共に、日本の食文化を取り入れています。

体をしなやかにするためのリズム運動・散歩等、自然に触れることで五感を働かせることが脳の働きをよくするため、雪遊びやお泊り保育等を行っています。

(4) 地域に開かれた保育園をめざしています。

地域子育て支援「あそぼう会」の園庭開放や小規模保育事業との連携、デイサービスのお年寄りとの交流など行っています。

## 6. 職員の職種、員数及び職務の内容 (令和6年4月1日現在)

職種	職務の内容	員数
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する	1
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1
保育士	園児や保護者に責任を持ち保育する	27
栄養士・調理師	安全・安心な給食の提供に努める	4
看護師	園児の健康管理を行う	1
子育て支援員	保育の補助を行う	1

「当園」では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実務に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### 〈各職種の勤務体系〉

職種	勤務体制
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）この間7時間45分勤務
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）この間7時間45分勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）この間7時間45分勤務
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）この間7時間45分勤務
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）この間7時間45分勤務

\*ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

\*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

（お盆、3月卒園式の土曜日は、家庭保育協力日を設けることがあります）

台風等が接近して「暴風警報」が朝7時に発令されたら、児童の安全上、休園となります。登園後に発令された場合、早急にお迎えをお願いします。なお、警報が解除されましたら、保育に支障のない場合は通常保育を行います。解除の時間帯によっては、給食ができない場合があります。

## 8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りとします。

- (1) 保育標準時間に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分～18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）  
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります）
- (2) 保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分～16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）  
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分～8時30分まで又は16時30分～18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

## 9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分	11時頃	15時頃	
1歳児	9時15分	11時頃	15時頃	
2歳児	9時15分	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	

5歳児		11時30分頃	15時頃	
-----	--	---------	------	--

\*献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアルあり

\*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡下さい。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については別途お知らせします。

11. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12. 利用の開始に関する事項

住吉区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

13. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	住吉民主診療所
医師名	中島 理
所在地	大阪市住吉区沢ノ町1-3-16
電話番号	06-6696-5136

## (2) 歯科

医療機関の名称	小出歯科医院
医師名	小出 紀子
所在地	大阪市住吉区南住吉2-21-15
電話番号	06-6693-0804

### 15. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します

### 17. 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 18. 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

また、当園では下記のほか、玄関に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています

当園ご利用相談窓口	・受付担当者（主任保育士）城間清美 ・責任者（園長）山田栄子 ・ご利用時間 9:00~17:30 ・TEL06-6694-9192 fax06-6691-0703 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	弁護士 岩谷 基（連絡先 同上）

### 19. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	・日本スポーツ振興センター災害給付 ・私保連園児・職員事故対策共済 ・「ほいくのほけん」園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保険の内容	園児が園内生活中に死亡・後遺障害・入院・通院した場合の補償

保険金額	*掛金は、園で負担しています。 1人当たりスポーツ振興センター（年365円） ほいくのほけん（年2100円）
------	--

## 20. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	12人	12人	12人
1歳児	15人	15人	16人
2歳児	16人	16人	16人
3歳児	15人	16人	16人
4歳児	14人	16人	16人
5歳児	14人	14人	16人

## 21. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成25年度受審	平成26年3月評価 ほぼ良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	次年度に反映（非公開）

## 22. 子ども子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

## 23. 当園におけるその他の留意事項

①当園の敷地内はすべて禁煙です。

②宗教活動・政治活動・営利活動について

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は  
ご遠慮下さい。

別表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費 副食費	2号認定を受けた子どもに係る幼児主食費 (但し年収約360万未満世帯及び第3子以降の子どもに該当する場合には、副食費は免除)	月額1500円 月額4800円
合宿保育・遠足	交通費その他必要経費(宿泊費等)	その都度実費徴収 昨年度実績 お泊り保育・5歳児 約4000円 4・5歳児遠足 年間約1000円程度
写真代	行事や日常保育の写真撮影代	1枚60円
教材費等	入園時に全児カラー帽子、シーツ、布団購入料、 布団クリーニング代、連絡帳、ICカード 0.1歳児レンタルおしめ 3歳児から、リュックサックと粘土 4.5歳児から粘土、水性ペン、そうり	年齢によって購入していただくものが違います。 カラー帽子1000円、連絡帳乳児350円、幼児100円リュックサック2600円、布団購入料(乳児2000円、幼児3000円)、毛布洗濯料300円、シーツ上下3500円、 レンタルおしめ2600~4000円 おしめカバーとおしめ両方の場合4300~5500円 そうり1250円 粘土470円、水性ペン、800円 ICカード500円 約8,000円から約110,00円程度
Tシャツ代	行事や遠足等の時にお揃いのTシャツを着ます。	1枚1000円程度
特別保育指導料	リーベ運動遊びに係わる講師料4, 5歳児	1回500円年6回



--	--	--

\*給食費の支払いについては、銀行引き落としにしています。手数料は、園側で負担しています。

## 2. 時間外保育に係る利用者負担

標準時間認定の場合

月額利用の場合（1か月5回以上の利用）1か月2900円

日額利用の場合（1か月4回までの利用）1回につき300円

短時間認定の場合

7:30~8:30 16:30~18:30 1回につき300円

\*当園は、上記費用の支払いに関しては、集金袋（集金袋を領収書替わり）を使用しています。